（外国会社報告書の提出等）

第十七条の三　［略］

２　法第二十四条第九項に規定する外国会社報告書に記載されている事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものは、第八号様式及び第九号様式のうち、次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項とする。

一　［略］

二　「第一部　企業情報」の「第３　事業の状況」の「３　事業等のリスク」

［３～５　略］

第二号の四様式

【表紙】

【提出書類】　有価証券届出書

【提出先】　＿＿財務（支）局長

【提出日】　年　月　日

【会社名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【英訳名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【代表者の役職氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【本店の所在の場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【電話番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【事務連絡者氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【最寄りの連絡場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【電話番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【事務連絡者氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【届出の対象とした募集（売出）金額】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【縦覧に供する場所】　名称

（所在地）

［第一部～第四部　略］

（記載上の注意）

次に掲げるものを除き、第二号様式に準じて記載すること。

なお、第９条第９号に掲げる場合には、本邦の金融商品取引所が株券をその売買のため上場することを承認する前における当該株券の募集又は売出しの相手方を有価証券届出書（以下この様式において「届出書」という。）の表紙に付記すること。

(1)　新規発行株式

［ａ～ｇ　略］

ｈ　第９条第９号に掲げる場合には、本邦の金融商品取引所が株券をその売買のため上場することを承認する前における当該株券の募集の相手方、当該募集は当該株券に対する投資者の需要の状況に関する調査を目的とする旨及び多数の者を相手方とする当該株券の募集が行われる時期を欄外に記載すること。

［(2)・(3)　略］

(4)　入札によらない募集

［ａ～ｃ　略］

ｄ　「発行価格」を記載しないで届出書を提出する場合には、その決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。

ｅ　［略］

（外国会社報告書の提出等）

第十七条の三　［同上］

２　［同上］

一　［同上］

二　「第一部　企業情報」の「第３　事業の状況」の「２　事業等のリスク」

［３～５　同上］

第二号の四様式

【表紙】

【提出書類】　有価証券届出書

【提出先】　＿＿財務（支）局長

【提出日】　年　月　日

【会社名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【英訳名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【代表者の役職氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【本店の所在の場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【電話番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【事務連絡者氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【最寄りの連絡場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【電話番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【事務連絡者氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【届出の対象とした募集（売出）金額】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【縦覧に供する場所】　名称

（所在地）

［第一部～第四部　同左］

（記載上の注意）

次に掲げるものを除き、第二号様式に準じて記載すること。

(1)　［同左］

［ａ～ｇ　同左］

［加える。］

［(2)・(3)　同左］

(4)　［同左］

［ａ～ｃ　同左］

ｄ　「発行価格」を記載しないで有価証券届出書（以下この様式において「届出書」という。）を提出する場合には、その決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。

ｅ　［同左］